

深谷市浄化槽設置補助金のご案内



深谷市イメージキャラクター

ふっかちゃん

<お問合せ>

深谷市環境衛生課

048-578-7332

★深谷市浄化槽設置補助金を受けられる方(補助対象)★

①補助区域

深谷市生活排水処理基本計画による浄化槽整備区域及び農業集落排水整備区域において農業集落排水処理施設への接続が困難であると市長が認めた区域

②建物の要件

- (1)主に居住の用に供する建物で、面積(住宅部分の床面積)が全体の床面積の1/2以上であること
 - (2)現に自己の居住の用に供している住宅(住宅を借りている場合、賃貸人の承諾書が得られる場合は含まれる)又は自己の居住の用に供するための住宅に既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から転換して浄化槽を設置すること。
- (1)、(2)の両方を満たすこと

③申請される方の要件

市税を完納している方

④補助対象外

- (1)販売又は賃貸の目的で浄化槽を設置する場合
- (2)補助金の交付決定前に浄化槽の設置の工事を着工した場合
- (3)補助事業の年度内に浄化槽の設置を完了できない場合
- (4)建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく建築主事の確認を申請すべき場合
- (5)住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない場合

⑤合併浄化槽の要件

設置する浄化槽は、環境省が定める環境配慮型浄化槽の要件に該当するものであり、かつ10人槽以下のみ対象

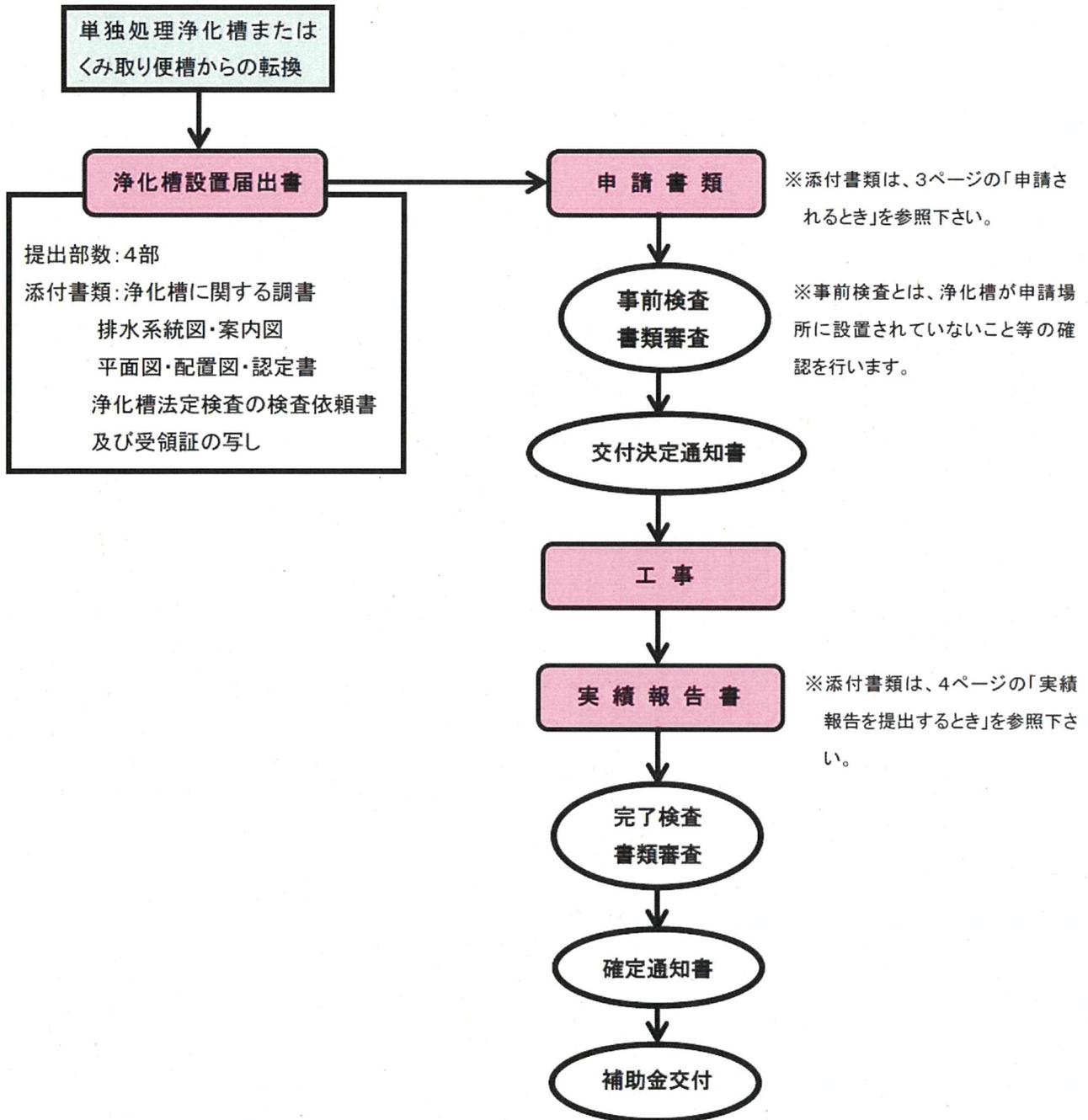
⑥補助金額

人槽区分	浄化槽設置費 補助限度額	単独浄化槽又は汲み取り便槽 の処分費 補助限度額 * 1	配管工事費 補助限度額 * 2
5人槽	352,000円	60,000円	80,000円
6~7人槽	434,000円		
8~10人槽	568,000円		

* 1 撤去費の申請には、「清掃」、「消毒及び汚泥処理」、「撤去」の実施が写真により確認でき、「廃棄物としての処理」として、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを提出することが必要となります。

* 2 令和2年度は、配管費が80,000円を限度として加算されます。
ただし、配管費の申請には「工事費等内訳書」に配管にかかった金額を明示して提出することが必要となります。また、実績報告時には配管工事について写真の添付が必要となります。

●手続きの流れ●



●工事着工前の申請になりますので、ご注意下さい。

合併浄化槽設置補助金提出書類

○申請されるとき○

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②浄化槽設置届出書の写し
- ③既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の現況写真
- ④設置場所の案内図

設置場所が分かる図面を添付して下さい。

- ⑤配置図・配管図
- ⑥浄化槽の構造図
- ⑦浄化槽に関する調書の写し
- ⑧見積書の写し及び工事費等内訳書

単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費を申請する場合は、撤去にかかる金額も記入して下さい。また、配管費を申請する場合は、配管にかかる金額も記入して下さい。

- ⑨登録浄化槽管理票及び登録証

C票と登録票の写しを添付して下さい。

- ⑩保証登録証

浄化槽協会に申請をして登録を受けた後、「市町村用」を添付して下さい。

問い合わせ先: 埼玉県浄化槽協会(深谷市)

TEL: 048-501-5707

- ⑪浄化槽設備士免状の写し

昭和62年以前の場合は、修了証の写しも添付して下さい。

- ⑫賃貸人の承諾書(住宅を借りている場合に限る)

- ⑬浄化槽法定検査(法第7条及び11条で定める検査)の払込金受領証または手数料を支払済であることを証したものの写し

- ⑭市税に滞納がないことの証明書

申請者の承諾により納税状況を職員が確認する場合は不要です。

○実績報告を提出されるとき○

- ①実績報告書(様式第5号)
- ②浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ③浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- ④工事請求書、領収書及び工事費等内訳書

単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費を申請する場合は、撤去にかかった金額も記入して下さい。また、配管費を申請する場合は、配管にかかった金額も記入して下さい。

- ⑤設置工事写真(下記、「必要な設置工事写真」を参照。チェックリストを添付して下さい。)
- ⑥工事施工検査表
- ⑦竣工図

浄化槽工事が完成した時点での図面を添付して下さい。

- ⑧産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し

単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費を申請する場合は、添付して下さい。

(報告時にE票が発行されていない場合、E票に代わる産業廃棄物管理票を提出し、後日E票が発行され次第、E票を提出して下さい。)

※必要な設置工事写真※

1. 浄化槽設備士が設置予定場所で標識看板を表示している写真
2. 基礎工事の状況を示す写真
 - (a)基礎砕石の突き固め作業を行い、砕石の厚さが分かる写真(スケール使用)
 - (b)捨てコンクリート厚が分かる写真、基礎コンクリートの配筋状況を示す写真
 - (c)基礎コンクリートの養成後、コンクリート厚が分かる写真(スケール使用)
3. 据え付け前の本体写真(本体の名称が写っているもの)
4. 水張り(据え付け)及び水締め(埋め戻し)を行っている写真
(本体の水平を確認するための水準器・水張り及び水締めに用いるホース・突き固めの用具等が写っているもの)
5. 支柱工が必要なときは、支柱工を行っている写真
6. スラブの設置作業の写真
 - (a)スラブコンクリートの配筋状況を示す写真
 - (b)スラブコンクリート養成後、コンクリート厚が分かる写真(スケール使用)
7. 嵩上げの状況を示す写真
完成時(スラブ工事完了後)、嵩上げ高が分かる写真(スケール使用)
8. ポンプ槽の写真(ポンプ槽を設置した場合)
9. ブロアの設置状況を示す写真
10. 完成時の写真

11. 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去作業の写真(撤去費を申請する場合)

(a) 清掃の状況を示す写真

(b) 消毒及び汚泥処理の状況を示す写真

(c) 撤去した単独処理浄化槽又はくみ取便槽の状況、撤去場所の埋め戻し前の状況が確認でき、完全に除去したことが確認できる写真

12. 配管作業の写真(配管費を申請する場合)

(a) 配水管を敷設し、埋める前の写真

(b) 完成写真

○深谷市浄化槽設置補助金交付要綱

平成18年1月1日

告示第155号

(趣旨)

第1条 この告示は、深谷市浄化槽設置指導要綱（平成18年深谷市告示第154号）の規定に基づき、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上及び放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取り処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にこれをくみ取り処分する方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 対象区域 深谷市生活排水処理基本計画における浄化槽整備区域及び農業集落排水整備区域において農業集落排水処理施設への接続が困難であると市長が認めた区域をいう。
- (5) 住宅 主に居住の用に供する建物（住宅部分の床面積が2分の1以上であること。）をいう。
- (6) 撤去 既存単独処理浄化槽及びくみ取便槽を掘り起こし、完全に除去することをいう。ただし、住宅と一体として設置されたくみ取便槽については、住宅の外壁から外側の部分を完全に除去することをいう。

(補助対象)

第3条 補助金を受けることができる者は、次の要件を備えた者とする。

- (1) 対象区域内において、現に自己の居住の用に供している住宅又は自己の居住の用に供するための住宅に既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から転換して浄化槽を設置すること。
- (2) 市税を完納していること。

(3) 対象となる浄化槽が、10人槽以下で、かつ、法第5条第1項の規定による届出に基づく審査を受けていること。

(4) 対象となる浄化槽が、前号に掲げる浄化槽であって、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽及び浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて（平成18年4月21日付け環廃対発第060421004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知）12に規定する要件を満たす環境配慮型浄化槽であること。

(5) 処分する既存単独処理浄化槽及びくみ取便槽については、清掃、消毒及び汚泥処理、撤去並びに運搬から最終処分までの廃棄物としての処理が行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

(1) 販売又は賃貸の目的で浄化槽を設置する場合

(2) 補助金の交付の決定前に浄化槽の設置の工事に着工した場合

(3) 補助事業の年度内に浄化槽の設置を完了することができない場合

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築主事の確認を申請すべき場合

(5) 住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない場合

（補助金額）

第4条 補助金額は、別表に定める額とする。ただし、浄化槽の設置に要した費用に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）が補助金額を超えない場合は、当該額とする。

2 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去を伴う場合は、60,000円を加算する。ただし、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に要した費用に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）が60,000円を超えない場合は、当該額を加算する。

3 浄化槽を転換により設置する場合において、配管工事（生活排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管の設置工事（放流ポンプ槽の設置及び山留め工事を含む。))を行ったときは、80,000円を加算する。ただし、当該配管工事に要した費用に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）が80,000円を超えない場合は、当該額を加算する。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浄化槽設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書(法第5条第2項に規定する審査期間を経過したもの)の写し
 - (2) 設置場所の案内図及び配置図
 - (3) 浄化槽の構造図
 - (4) 浄化槽に関する調書の写し
 - (5) 法第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査に係る費用を支払済であることを証する書類の写し
 - (6) 見積書の写し及び工事費等内訳書
 - (7) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の現況写真
 - (8) 登録浄化槽管理票及び登録証
 - (9) 保証登録証
 - (10) 浄化槽設備士免状の写し
 - (11) 賃貸人の承諾書(住宅を借りている場合に限る。)
 - (12) 市税に滞納がないことの証明書(職員による申請者の納税状況の確認に同意しない場合に限る。)
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請書の提出期限は、当該年度において市長が別に定める日とする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、浄化槽設置補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定した場合は、補助事業を適正に執行するため、工事の施工状況を確認するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該施設の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、浄化槽設置補助事業変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、浄化槽設置補助事業変更等通知書(様式第4号)を当該補助対象者に交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い方の日までに、浄化槽設置補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業者及び浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (2) 設置工事に係る請求書の写し、領収書の写し及び工事費等内訳書
- (3) 浄化槽施工検査表
- (4) 設置工事写真
- (5) 第4条第2項の撤去に係る補助金を希望する場合にあっては、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に係る請求書の写し、領収書の写し、工事写真及び産業廃棄物管理票の写し
- (6) 第4条第3項の配管工事に係る補助金を希望する場合にあっては、配管工事に係る請求書の写し、領収書の写し及び工事写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、浄化槽設置補助金実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、浄化槽設置補助金確定通知書(様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、補助金額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による取消しをした場合に準用する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(設置者の責務)

第13条 設置者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽が、正常に稼動するよう適正な維持管理をしなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

人槽区分	補助金額
5人槽	352,000円
6人槽	434,000円
7人槽	
8人槽	568,000円
9人槽	
10人槽	

年 月 日

深谷市長 宛て

住 所
申請者 氏 名
電話番号

浄化槽設置補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置するので、深谷市浄化槽設置補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助区分	1 単独から転換	2 くみ取から転換
補助金申請額	設置費補助申請額	円
	処分費補助申請額	円
	配管費補助申請額	円
設置場所	深谷市	
浄化槽の規模	人槽	
着工予定日	年	月 日
完了予定日	年	月 日
摘要	1 集排区域	2 賃貸住宅
	3 併用住宅	4 その他()

添付書類 別添資料のとおり

下欄への署名により、担当職員による市税の納税状況の確認に同意することで、市税に滞納がないことの証明書の添付に代えることができます。

補助金の交付決定の手續に関し、審査のため私の住民基本台帳情報を利用すること、及び市税の納付状況を担当職員が確認することについて同意します。

(自署)

氏名

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者 住所

氏名

電話番号

浄化槽設置補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け深衛発第 号で交付決定通知のあった深谷市浄化槽設置補助金に係る事業を、下記のとおり変更・廃止したいので承認申請をします。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者 住所

氏名

電話番号

浄化槽設置補助金実績報告書

年 月 日付け深衛発第 号で交付決定を受けた浄化槽設置事業が完了したので、深谷市浄化槽設置補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 設置場所 深谷市
- 3 補助金額 _____ 円
- 4 補助対象事業費 _____ 円
- 5 補助対象外事業費 _____ 円
- 6 添付書類

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

補助金交付請求書

年 月 日付け深衛発第 _____ 号で確定通知のあった _____ 年度深谷市
浄化槽設置補助金として、下記の金額を請求します。

記

請求額 _____ 円

設置場所 深谷市

<振込先>

金融機関名 _____

支店名 _____

預金種別 普通 ・ 当座

口座番号 _____

(フリガナ)

名義人 _____

浄化槽工事写真 チェックリスト

番号の順に写真を添付

No.		項目	チェックポイント	チェック欄
1		工事前写真	浄化槽設備士が設置予定場所で標識看板を表示していること。(標識看板が読み取れるように。読み取れない場合は、標識看板の拡大写真を添付)	
2	a	基礎工事状況	基礎碎石のつき固め作業を行い、碎石の厚さが分かる写真(スケール使用)	
	b		捨てコンクリート打設後、基礎コンクリートの配筋状況の写真	
	c		基礎コンクリートの養成後、コンクリート厚がわかるような写真(スケール使用)	
3		据付前本体写真	本体の名称を写す	
4		水張り	本体の水平を確認するための水準器、浄化槽内に注水しているホースと、一緒に撮影	
		水締め(埋め戻し)	ホース等で注水しつつ、埋め戻しを行っている様子を撮影(水準器も一緒に写す)	
5		支柱工	支柱工が必要な場合のみ添付	
6	a	上部スラブ設置	配筋写真	
	b		養成後、コンクリート厚がわかる写真(スケール使用)	
7		嵩上げ	完成時、嵩上げ高がわかる写真(スケール使用)	
8		ポンプ槽(設置の場合)	2個以上設置、数がわかる写真とする	
9		フロア設置状況	フロアの写真	
10		完成時の写真		
11	a	撤去作業写真	清掃状況(汲み取り作業中の写真)	
	b		消毒(石灰等散布)及び汚泥処理の状況	
	c		撤去した単独槽等の状況	
	d		撤去場所の埋め戻し前の状況が確認でき、完全に除去したことが確認できる写真	
12	a	配管作業	配水管を敷設し埋める前の写真	
	b		完成写真	

浄化槽施工検査表

検査項目	チェックポイント	欄
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点および一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプ升に変形や破損はないか。	
	ポンプ升に漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分に行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14. プロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分に行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	

補助対象者 住所
氏名

上記のとおり確認したことを証します。

の浄化槽設置工事において

年 月 日

施工業者 住所
氏名

印

担当浄化槽設備士名
(浄化槽設備士免状の交付番号

印

)

確認方法

異常なし: 異常あり: 該当工事なし: